

会 長	局 長	係 員

平成 2 6 年 第 5 回 小坂町農業委員会会議録

平成 2 6 年 4 月 9 日（水） 1 4 時 0 0 分小坂町役場大会議室において招集した。

1. 出席委員（10人）は次のとおりである。

3 番 小 館 康 弘	4 番 細 越 勝 司	5 番 秋 本 武 雄
7 番 畑 澤 富 子	8 番 木 村 隆 一	9 番 目 時 勝 則
10 番 中 村 吉 夫	11 番 工 藤 一 雄	12 番 亀 田 静 子
13 番 熊 谷 直 美		

2. 欠席委員（3人）

1 番 中 村 鉄 司	2 番 小 館 正 光	6 番 木 村 功
-------------	-------------	-----------

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。
事務局長補佐 宮 館 秀 樹

4. 本会の書記は次のとおりである。
事務局長補佐 宮 館 秀 樹

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。
4 番 細 越 勝 司 5 番 秋 本 武 雄

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

第 1	報告第10号	秋田県農業会議第107回総会への出席報告について
	報告第11号	農業委員会活動事例集への掲載記事について
	報告第12号	平成26年度農作業標準労働賃金策定結果について
	報告第13号	平成26年3月31日現在の小坂町農業委員会委員選挙人名簿登録者数の確定について
	報告第14号	TTPと農政改革への対応についての申し入れについて
	報告第15号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約について
第 2	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請書について
	議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請書について
第 3	決定第4号	小坂町農用地利用集積計画を定めることについて
第 4	その他第1号	平成25年度の出席状況について
	その他第2号	農業委員会会計の監査報告について
	その他第3号	平成26年度県選出国會議員に対する要望事項について

事務局 （宮館）	只今から平成26年4月9日招集平成26年第5回小坂町農業委員会を開会いたします。（14：00）
議 長 （熊谷）	本日の出席状況について、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日欠席の届出があったのは、1番中村鉄司委員、2番小館正光、6番木村功員、より諸用のため欠席する旨連絡がありました。
議 長	只今の出席者は10名です。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規

議 長 定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。
 議 長 本日の会議録署名委員を指名します。4番細越勝司委員、5番秋本武雄委員の両
 事 務 局 名を指名いたします。
 議 長 議事に入ります。日程第1、報告第10号 秋田県農業会議第107回総会への出席
 事 務 局 報告について お願いします。
 議 長 (報告10提案理由朗読)
 議 長 私の方から報告します。第107回総会が全県の会長が出席して、3月15日秋田市で
 開催されました。内容につきましては次第にありますように会則の一部改正、26年
 度の事業計画や収支予算案、それから監査委員を決めました。その他に農政の状況
 報告があり4ページの資料に農政や産業競争力会議やTPPに関する流れがわかり
 やすくまとめられています。ここで注意してほしいのが、産業競争力会議では農協
 や農業委員会、農業生産法人のあり方を検討することを明記することで排除しよう
 としていましたが、国会の農林水産部会で附帯決議が追加され、農業に精通してい
 る団体の意見を聞くよう明記されております。6ページには規制改革会議や産業競
 争力会議の発言が載っております。7ページからは先ほどの附帯決議を載せており
 ます。以上で第107回総会について終了させていただきます。
 議 長 今回の報告について、質問等がありましたら発言をお願いします。
 議 長 (質問等なし)
 議 長 それでは、報告10については、終了してもよろしいですか。
 議 長 (はいとの声あり)
 議 長 それでは、報告10は、終了します。
 (14:11)
 議 長 次に、報告第11号 農業委員会活動事例集への掲載記事について 事務局から報
 事 務 局 告をお願いします
 議 長 (報告11提案理由朗読)
 議 長 9月20日に作況調査と併せて行った農地パトロールについて、事例集に寄稿し
 ました。内容については、取り組みの経緯・成果・今後の課題を載せております。
 また、会長からの一言には、町議会一般質問に答弁した農政に対する考え方を載せ
 ております。
 議 長 この事例集はいつ頃出るのですか。
 事 務 局 5月には各市町村の事務局に送られてくると思います。
 議 長 5月には送られてくるということなので、詳しく知りたい方は事務局によってご
 覧になってください。報告なので以上で終了します。
 (14:16)
 議 長 次に、報告第12号 平成26年度農作業標準労働賃金策定結果について 事務局か
 事 務 局 ら報告をお願いします
 議 長 (報告12提案理由朗読)
 議 長 経緯詳細説明
 議 長 3月20日に協議会が開催され、14ページのとおりになりました。消費税のアップ
 と昨今の燃料費の高騰、また、最低賃金の引き上げを考慮しまして、昨年よりも、ほ
 とんどの項目で約100円から200円の引き上げとなっています。近隣の鹿角市や大館
 市も同様に引き上げられております。なお、4月10日号の町広報にも掲載される予
 定です。その他に町のホームページにも掲載しております。
 議 長 委員も何人か出席し協議会で話し合われましたが、今の説明でわからない点があ
 りましたら質問等をお願いします。
 9番委員 田の一般作業と畑の一般作業の金額が違いますけど、どのような理由からでしょ
 (目時) うか。
 事 務 局 水田は乾いている場合もありますけど、ぬかるみ状態の中での作業となり、畑と

は根本的に作業環境が悪いので、作業賃金は畑に比べて割高となっています。

9 番委員 職安を通じて雇用していますけど、あんまり高くなると雇用主側で負担になって
議 長 くると思われまので、なるべく最低賃金に近い金額が望ましいと感じました。

9 番委員の言われることも議論されました。議論の中ではシルバー人材に合わせて
高くしたほうがとの話もありました。しかし、9 番委員と同じような理由を言わ
れる方もおり、考慮した金額にしたつもりです。協議会の委員でもあります5 番委
員はどうでしょうか。

5 番委員 そのとおりです。
(秋本)

議 長 事務局からもう少し詳しく説明をお願いします。
事務局 会議の中では今の話された内容です。そして近隣の鹿角市・大館市の金額を考慮
して作業賃金を協議し設定しております。

9 番委員 わかりました。
議 長 それ以外の発言はございませんか。
(なし)

議 長 それでは、報告12を終了してよろしいですか。
(はいという声あり)

議 長 それでは、報告12を終了します。
(14 : 30)

議 長 続きまして、報告第13号 平成26年3月31日現在の小坂町農業委員会委員選挙人
事務局 名簿登録者数の確定について 事務局から報告をお願いします
(報告13提案理由朗読)
経緯詳細説明

選挙人名簿登載者数は昨年より男性で33人の少なく449人、女性で43人少なく474
人、合計で923人となっております。参考までに平成20年からの推移については19
ページにグラフで推移を表示しています。

議 長 報告13については、選挙管理委員会からの確定報告なので特に議論する必要はな
いかと思いますので、今の報告で終了いたします。
(14 : 35)

議 長 続きまして、報告第14号 TTPと農政改革への対応についての申し入れについ
事務局 て 事務局から報告をお願いします
(報告14提案理由朗読)

「TTPについては選挙公約や国会決議に反する事態となっている状態です。農
政改革については財界主導で国民の食料とそれを支える農業に関しての国の責任が
皆無です。こうした無責任・身勝手に対する抗議に協力していきましょう。」とい
う内容となっております。

議 長 申し入れですので、のちほどお読みくださるようお願いいたします。ただいまの報告
14について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。
(質問等なし)

議 長 それでは、報告14については、終了してもよろしいですか。
(はいとの声あり)

議 長 それでは、報告14は、終了します。
(14 : 39)

議 長 続きまして、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約につ
事務局 いて 事務局からお願いします。
(報告15提案理由朗読)

賃借人が長沢で利用していた農地を解約するものです。決定4で新たに賃借規約

が出てきます。

議長 只今の報告について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。
(質問等なし)

議長 それでは、報告15は、終了いたします。
(14:41)

議長 次に、日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書について事務局の説明を求めます。
事務局 (議案6提案理由朗読)
経緯詳細説明
大宮前地内の5筆6613㎡を、譲渡人から妻の譲受人に同一世帯内で生前贈与するものです。譲渡人は早いうちに妻に渡しておきたいという譲渡人の強い希望により今回の申請となったものです。

議長 只今の説明について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。
10番委員 何か税金等の理由があって譲渡するものでしょうか。
(中村吉)

事務局 特にありません。譲渡人は自分の意志を反映させたいので譲渡すると聞いております。

10番委員 わかりました。

議長 それ以外、質問意見等ございましたら発言をお願いします
3番委員 場所は、国道の歩道の用地があたっているところではないでしょうか。
(小館康)

事務局 そのとおりです。申請の土地は、用地買収終了後に登記した土地になっております。

議長 3番委員、今の説明でわかりましたでしょうか。

3番委員 わかりました。

議長 それ以外、質問意見等ございましたら発言をお願いします
(なし)

議長 それでは、議案第6については、質疑を終結してよろしいですか。
(よいとの声あり)

議長 それでは、議案第6については、原案どおりの許可とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 議案第6については、原案どおり許可といたします。
(14:48)

議長 続きまして、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書について事務局の説明を求めます。
事務局 (議案7提案理由朗読)
経緯詳細説明
大宮前地内の1筆131㎡で地目は田になっていますが、長年使われておらず雑種地状態になっています。申請人が現在使用している車庫が、国道に併設される歩道用地に買収され、移転するために自己転用の申請です。

議長 確認しますが、その奥にあるA宅に行くにはどうなっていますか。
事務局 詳細に言いますと、国道沿いに申請者宅があり、隣にA宅に行く2m程の通路があり今回の申請地となっています

議長 只今の説明について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。
8番委員 隣地に、被害がおよぶ建て方にはならないのでしょうか。
(木村隆)

事務局 添付している配置図を見てもらえればわかりますが、通路側が出入り口となりま

すので、通路側には雪はおりません。また、他の方向の敷地にはスペースがありますので隣地に影響が発生しないと判断しました。

8番委員
議 長 影響がなければそれで結構です。

議 長 いずれ確認申請等でも審査されますが、許可する際は、建設とも連携をとり、当事者にもそのようなことを付け加えて許可を発行するようにしてください。

議 長 それ以外、質問意見等ございましたら発言をお願いします。

(なし)

議 長 それでは、議案第7については、質疑を終結してよろしいですか。

(よいとの声あり)

議 長 議案第7については、原案どおりの許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 議案第7については、原案どおり許可相当といたします。

(14:55)

議 長 次に、日程第3 決定4、小坂町農用地利用集積計画を定めることについて 事務局の説明を求めます。

事務局 (決定1 提案理由朗読)
経緯詳細説明

12件あります。1番は小坂字栃川原地内3筆で賃借人が借りるもので、今までも賃借人が草刈りを行ったりして管理している農地です。2番は大地・荒谷地内4筆で賃借人が借りるものです。3番は小坂字新遠部・太田地内5筆で、賃借人が賃貸人に依頼され、契約を更新し引き続き作付けするものです。4番は小坂字欠下・向地内4筆で、賃借人が契約を更新し引き続き借りるものです。5番は小坂字向地内1筆で、賃借人が契約を更新し引き続き借りるものです。6番は上向字上台ノ下・長沢7筆で、鹿角市の賃借人が借りるものです。なお、耕作証明により賃借人を確認しています。7番は小坂字道合・細前田・渡ノ羽地内11筆で、賃借人が借りるものです。8番から11番は賃貸人から農協を通して賃借人が借りるものです。12番は農業法人大地が濁川自治会より遊休農地のシラタミ平を借り作付けするものです。なお、造成後はそばを作付けする予定です。

議 長 最初に只今の説明の1番から7番について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。

8番委員 6番の農地は現在は草が生い茂っている状態ですが、どのように耕作するのでしょうか。

事務局 賃借人に確認しましたところ、米を作付けする予定で準備しているそうです。

8番委員 わかりました。

議 長 それ以外に質問がありましたらお願いします。

10番委員 1番は賃貸借料は田の料金になっていますが、畑もありますので何を行うのでしょうか、また金額はこれでよろしいのですか。

事務局 賃借人からは、畑として使用すると聞いています。金額については確認したところ、この金額で良いとのことでした。

10番委員 わかりました。

議 長 それ以外に質問がありましたらお願いします。

(なし)

議 長 それでは、ないということなので1番から7番までは終了します。

議 長 休憩します。(15:08)

議 長 再会します。(15:16)

議 長 議事参与の制限に該当する委員がおりますので、10番委員は退席をお願いします。

(10番委員退席)

議 長 それでは、8番から12番について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。

議長 (なし)
議長 質疑を終結してよろしいですか。
(よいとの声あり)

議長 決定4については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 決定4については、原案どおり決定いたします。
議長 10番委員に席に戻るよう伝えてください。
(10番委員着席)
(15:19)

議長 続いて、日程第4 その他1 平成25年度の出席状況について 事務局より説明
事務局 をお願いします。
事務局 経緯詳細説明
行政刷新会議で、農業委員の活動を透明性を持って公表することを義務づけられて
います。そこで委員会の中で委員の皆さんに、出席状況を公表しておきたいと思
いまして昨年に引き続き載せさせていただきました。

議長 農業委員の活動の透明性を持たせるために公表するよう指導されており、これは
1年間の実績ですので、その他1についてはこれで終了します。
(15:22)

議長 続いて、その他2 農業委員会会計の監査報告について 事務局より説明をお願
事務局 いします。
事務局 委員皆さんが旅行用に積み立てしている通帳の残額です。先日、中村鉄司委員に
ご覧のように確認してもらいましたので報告いたします。

議長 只今の説明について、質問等ございましたら発言をお願いします。
(質問等なし)

議長 それでは、その他2は終了いたします。
(15:24)

議長 続いて、その他3 平成26年度県選出国會議員に対する要望事項について 事務
事務局 局より説明をお願いします
事務局 秋田県農業会議より、5月27日に開催される県選出国會議員との要請懇談会にお
いて、要請すべき事項がありましたら提出してくださいとの依頼がありましたので、
何か要望があれば事務局までご連絡ください。4月中に事務局にご連絡くだされば
助かります。なお、提出に際しては会長と協議し、提出したいと思っています。参
考までに農業委員大会の決議事項、2月に行われた要請をつけております。

議長 要請したい事項があれば電話でも結構ですので、今月中に事務局に連絡をお願
いします。
(15:28)

議長 その他、何かありますか。
事務局 県農業会議から今年改選がある市町村に対し、別紙のとおり要請するよう依頼が
きております。先ほど総会が始まる前に会長と職務代理から町長及び町議会議長に
三者連名の要請書を渡しております。

議長 今事務局が説明したとおり先ほど町長と議会は議長が不在であったため議会事務
局長に別紙の要請書を私と職務代理で渡してきましたので報告します。

議長 その他、皆さんのほうから何かありますか。
(なし)

議長 只今を持ちまして、第5回委員会を終了します。
(15:38)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 熊谷直美

署 名 委 員 細越勝司

署 名 委 員 秋本武雄